

各府省の復興施策の取組状況の取りまとめ-公共インフラ以外の復興施策-

復興施策	担当府庁					期待される効果・達成すべき目標
		これまでの取組状況	当面(今年度中)の取組	予算措置状況	中・長期的(2年程度)取組	
(3) 地域経済活動の再生						
⑧ 二重債務問題等						
(ii 関連) 個人版私的整理ガイドラインの運用支援	金融庁	<p>○ 平成23年度より、東日本大震災の影響によって既往債務を弁済できなくなった被災者(個人債務者)の債務整理を円滑に進めるため、民間の自主ルールである「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」(平成23年7月15日策定)の運用支援として、被災した債務者が、同ガイドラインを利用する際の弁護士費用等を補助するとともに、同ガイドラインの周知広報を実施</p> <p>○ 平成30年度においても、被災した債務者が同ガイドラインを利用する際の弁護士費用等を補助するとともに、マスメディアを活用したガイドラインの周知広報を実施したほか、地方公共団体、弁護士会、金融機関、個人版私的整理ガイドライン運営委員会(平成31年4月1日より東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関)等と連携した無料相談会等を実施</p> <p>○ これまでに、1,371件の債務整理が成立(31年3月31日時点)</p>	<p>○ 被災した債務者が個人版私的整理ガイドラインを利用する際の弁護士費用等の補助</p> <p>○ 東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関等と連携した周知広報を引き続き実施</p>	<p>○ 個人債務者私的整理支援事業費補助金及び被災者支援施策に係る周知広報経費 7百万円【復興特会】</p>	<p>○ ガイドラインに基づく債務整理が円滑に進むよう、適切に運用支援を実施</p>	<p>○ ガイドラインの運用支援を引き続き実施することにより、ガイドラインによる債務整理が円滑に進み、被災者の方々が新たな生活に向けて再スタートを切る一助となることが期待される。</p> <p>○ なお、当該施策は民間当事者間の合意によるものであることから、定量的効果を示すことは困難。</p>

<p>(ii 関連) 日本司法支援センター(法テラス)による被災者支援事業</p>	<p>法務省</p>	<p>○ 日本司法支援センター(法テラス)では、震災発生後、通常の情報提供業務に加え、弁護士会・司法書士会等との共催により、弁護士・司法書士による無料電話相談を実施した(平成23年10月までに終了)ほか、同年11月以降は、「震災 法テラスダイヤル」を開設し、震災に起因する法的トラブルの解決に役立つ情報を無料で提供している。</p> <p>○ 平成24年4月の「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」施行により、被災者に対する資力の状況にかかわらず無料法律相談や、より利用しやすい条件での弁護士・司法書士費用の立替えが可能となり、これらの援助(東日本大震災法律援助事業)を実施している(なお、同法の有効期間は、令和3年3月31日まで延長されている。)</p> <p>○被災地における法的紛争の解決に係る専門家の支援に対する需要に対応するため、被災地沿岸部7か所に出張所を開設し、弁護士・司法書士による無料法律相談や代理援助等の受付、各種専門家による無料相談等を実施している。</p>	<p>○ 被災者の生活再建に資するため、東日本大震災法律援助事業を始めとした現在行っている取組を継続する。</p>	<p>・日本司法支援センター(法テラス)による被災者支援事業 15,508百万円の内数【一般会計・復興特会】</p>	<p>○ 被災者の法的紛争解決に係る様々なニーズを見極め、被災者の生活再建に最良な施策を検討し実施する。</p>	<p>○ 法テラスの情報提供業務により、被災者の生活再建に向け、既に抱えている法的紛争の早期解決に役立つ情報を提供したり、新たな法的紛争に巻き込まれることを予防する効果が期待される。</p> <p>○ また、法テラスの「東日本大震災法律援助事業」等により、被災者は、無料法律相談や弁護士費用等の立替えの援助を受けることができ、単独では解決できなかった法的紛争について、早期に解決を図ることが期待できる。</p>
<p>(ii 関連) 農業の復旧・復興に向けた金融支援</p>	<p>農林水産省</p>	<p>○ 震災後直ちに農協等の金融機関に対して償還猶予等の条件変更を要請。</p> <p>○ 平成23年度補正予算(1次・3次)、平成24年度～平成30年度予算において、農業者向け災害復旧関係資金について、一定期間実質無利子、実質無担保・無保証人での貸付け(担保や保証人を徴求する場合にあっては、融資対象物件担保や同一経営の範囲内の保証人のみ徴求)を措置(平成30年9月30日現在で6,857件、2,313億円の貸付決定)。</p> <p>○ 債権の買取り等により被災事業者の支援を行う「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構(事業者支援機構)」及び各県の「産業復興機構」が設立。事業者支援機構は、各県の産業復興機構と相互補完しつつ、小規模事業者、農林漁業者、医療福祉関係事業者等を重点的に支援することとされており、関係省庁やこれらの機構と連携しつつ、適切に対応。</p>	<p>○ 令和元年度予算でも、引き続き、実質無利子、実質無担保・無保証人貸付けにより新規融資の円滑化を支援。</p> <p>○ これらのほか、債権買取りの仕組み等も適切に活用し、被災農業者等が復旧・復興の取組を円滑に進められるように引き続き支援。</p>	<p>・ 農業経営の復旧・復興のための金融支援1,071百万円(令和元年度)【復興特会】</p>	<p>○ これまで措置した施策等が被災地において着実に活用されるように努めるとともに、被災地の復旧・復興の進捗状況を踏まえ、農業経営再建のために必要な資金調達の円滑化を支援。</p>	<p>○ 実質無利子、実質無担保・無保証人貸付けにより、資産を失った被災農業者等の復旧・復興の取組のための資金が円滑に融通されることが期待できる。</p> <p>○ 令和元年度予算で措置した融資枠(49億円)等を目安として被災農業者等の資金調達の円滑化を目指す。</p>

<p>( i 関連) 二重債務問題</p>	<p>復興庁 経済産業省</p>	<p>○ 被災県ごとに旧債権の買取等の支援を行う「産業復興相談センター」及び「産業復興機構」を創設。平成31年3月31日時点で、岩手110件、宮城144件、福島49件、茨城20件、千葉16件、合計399件の債権買取を決定(なお、債権買取のほか貸付条件変更等を含む「金融機関等による金融支援の合意件数」は、各県合計で1,245件)。 ○ 第179回臨時国会にて「東日本大震災事業者再生支援機構法」が平成23年11月21日に成立。本法に基づき、東日本大震災事業者再生支援機構が平成24年2月22日設立、同3月5日より業務開始。</p>	<p>○二重債務問題の相談窓口として被災県ごとに設置された産業復興相談センター、産業復興機構や東日本大震災事業者再生支援機構は、民間金融機関や地方公共団体等と連携し、地方公共団体を実施する復興に向けた取組等と一体となった被災事業者の事業再生を支援するため、 － 債権買取 － 貸付条件変更に係る調整 － 事業計画の策定支援 － 事業の再生に関する専門家の派遣 － 事業活動に関する必要な助言といった取組を実施。 ○上記取組について、被災地の事業者への周知徹底に努めるとともに、金融機関に対し、両機構の積極的な活用を促進。</p>	<p>・中小企業再生支援事業 9.7億円【復興特会】 ・中小企業基盤整備機構運営費交付金 13.0億円の内数【復興特会】 ・中小企業再生支援・事業引継ぎ支援事業 70.1億円の内数【一般会計】</p>	<p>左記施策の迅速かつ着実な実施</p>	<p>官民が連携して、被災地の復興と一体となった被災事業者の事業再生を実現</p>
---------------------------	----------------------	---	--	--	-----------------------	---